

土地利用関係ハンドブックの加除ページ一覧

平成25年12月加除分

見出し	除くページ		加えるページ		変更内容
Ⅱ 土地利用関係条例に基づくその他の制限					
2 屋外広告物条例に基づく制限	Ⅱ-2-7、Ⅱ-2-8	1枚	Ⅱ-2-7、Ⅱ-2-8	1枚	屋外広告物特別規制地域 「都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域」を追加
	なし	—	Ⅱ-2-8-Ⅱ-1、Ⅱ-2-8-Ⅱ-2 Ⅱ-2-8-Ⅱ-3、Ⅱ-2-8-Ⅱ-4	2枚	屋外広告物特別規制地域の指定について 「都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域」を川路地区の次に追加
	Ⅱ-2-9、Ⅱ-2-10	1枚	Ⅱ-2-9、Ⅱ-2-10	1枚	ホームページURLの修正
	Ⅱ-2-21(A4片面カラー)	1枚	Ⅱ-2-21(A4片面カラー)	1枚	屋外広告物条例規制地域図の変更
Ⅲ 土地利用関係計画等					
1 土地利用関係条例・規則 対照表	Ⅲ-1-131、Ⅲ-1-132	1枚	Ⅲ-1-131、Ⅲ-1-132	1枚	屋外広告物条例施行規則第11条の2「屋外広告物特別規制地域 別表第5の2」の記述を追加
	なし	—	Ⅲ-1-150-1、Ⅲ-1-150-1-2	1枚	「屋外広告物特別規制地域 別表第5の2」を追加
3 土地利用関係計画					
(2)飯田市土地利用基本 方針	Ⅲ-3-(2)-1、Ⅲ-3-(2)-2	1枚	Ⅲ-3-(2)-1、Ⅲ-3-(2)-2	1枚	表紙 変更日の修正
	Ⅲ-3-(2)-5、Ⅲ-3-(2)-5-1 Ⅲ-3-(2)-5-2、Ⅲ-3-(2)-6	2枚	Ⅲ-3-(2)-5、Ⅲ-3-(2)-5-1 Ⅲ-3-(2)-5-2、Ⅲ-3-(2)-6	2枚	目次の修正、変更の経過の修正
	なし	—	Ⅲ-3-(2)-77-Ⅱ-1 Ⅲ-3-(2)-77-Ⅱ-2	1枚	「Ⅱ地域土地利用方針」を松尾地区の次に追加
(3)飯田市景観計画	Ⅲ-3-(3)-1、Ⅲ-3-(3)-2 Ⅲ-3-(3)-3、Ⅲ-3-(3)-4 Ⅲ-3-(3)-5、Ⅲ-3-(3)-6	3枚	Ⅲ-3-(3)-1、Ⅲ-3-(3)-2 Ⅲ-3-(3)-3、Ⅲ-3-(3)-4 Ⅲ-3-(3)-5、Ⅲ-3-(3)-6	3枚	表紙 変更日の修正 目次ページ修正 変更の経過の修正
	Ⅲ-3-(3)-13、Ⅲ-3-(3)-14 Ⅲ-3-(3)-15、Ⅲ-3-(3)-16	2枚	Ⅲ-3-(3)-13、Ⅲ-3-(3)-14 Ⅲ-3-(3)-15、Ⅲ-3-(3)-16	2枚	法第8条項及び号の修正
	なし	—	Ⅲ-3-(3)-21-Ⅱ-1 Ⅲ-3-(3)-21-Ⅱ-2	1枚	「Ⅱ地域景観計画」を松尾地区の次に追加
	Ⅲ-3-(3)-23、Ⅲ-3-(3)-24 Ⅲ-3-(3)-25、Ⅲ-3-(3)-26 Ⅲ-3-(3)-27、Ⅲ-3-(3)-28 Ⅲ-3-(3)-29、Ⅲ-3-(3)-30 Ⅲ-3-(3)-31、Ⅲ-3-(3)-32 Ⅲ-3-(3)-33、Ⅲ-3-(3)-34 Ⅲ-3-(3)-35、Ⅲ-3-(3)-36	7枚	Ⅲ-3-(3)-23、Ⅲ-3-(3)-24 Ⅲ-3-(3)-25、Ⅲ-3-(3)-26 Ⅲ-3-(3)-27、Ⅲ-3-(3)-28 Ⅲ-3-(3)-29、Ⅲ-3-(3)-30 Ⅲ-3-(3)-31、Ⅲ-3-(3)-32 Ⅲ-3-(3)-33、Ⅲ-3-(3)-34 Ⅲ-3-(3)-35、Ⅲ-3-(3)-36	7枚	ページ番号の修正

	Ⅲ-3-(3)-37、Ⅲ-3-(3)-38	1枚	Ⅲ-3-(3)-37、Ⅲ-3-(3)-38	1枚	屋外広告物特別規制地域に「都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域」を追加
	Ⅲ-3-(3)-39 (片面) Ⅲ-3-(3)-40-川路-1、Ⅲ-3-(3)-40-川路-2 Ⅲ-3-(3)-40-竜丘-1、Ⅲ-3-(3)-40-竜丘-2	3枚	Ⅲ-3-(3)-39 (片面) Ⅲ-3-(3)-40-川路-1、Ⅲ-3-(3)-40-川路-2 Ⅲ-3-(3)-40-竜丘-1、Ⅲ-3-(3)-40-竜丘-2	3枚	ページ番号の修正
	なし	—	Ⅲ-3-(3)-40-鼎-1 (片面)	1枚	別表4景観育成特定地区における広告物等に関する基準に「Ⅲ. 都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域」を竜丘景観育成特定地区の次に追加
	なし	—	Ⅲ-3-(3)-43-鼎-1・2 (A3片面カラー)	1枚	「鼎地域景観計画図」を松尾地域景観計画図の次に追加 (A3)
	なし	—	Ⅲ-3-(3)-43-鼎-3 (A4片面カラー)	1枚	景観育成特定地区 (都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域) の区域図を追加 (A4)
	Ⅲ-3-(3)-51・52 (A3片面カラー)	1枚	Ⅲ-3-(3)-51・52 (A3片面カラー)	1枚	景観計画における地域区分 (1) に「景観育成特定地区」都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域を追加
IV 参考図書					
3 その他法令、計画に基づく制限区域の概要	IV-1-27、IV-1-28	1枚	IV-1-27、IV-1-28	1枚	ページ修正
	IV-3-1、IV-3-2	1枚	IV-3-1、IV-3-2	1枚	景観育成住民協定の状況「羽場地区」の名称を修正
	IV-3-3 (片面)	1枚	IV-3-3 (片面)	1枚	地域地区等の指定 (平成24年1月現在) 松尾地区を追加

○加除ページの枚数は、両面印刷での枚数です。

○平成22年4月1日から、「都市・地域計画課」は、「地域計画課」に名称が変わりました。

土地利用関係ハンドブックの中で、「都市・地域計画課」とある箇所は、「地域計画課」に読み替えてお使いいただくようお願いいたします。